

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年12月17日
- 2 開会年月日、時間 令和3年12月24日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 8名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫  
・農地利用最適化推進委員 6名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第28号 農用地利用集積計画の決定について  
報告 第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告 第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時26分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より12月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、2番三田和彦委員、3番岩崎博行委員の両名をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号 1 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：貸付人は雁田の方です。借受人は中町の方です。地図の方は 1 ページになります。

貸付人はこれで離農、ということになっています。この畑では野菜を作っていたので、現在は更地になっていまして、借受人からは、許可後は栗を植えていく予定だと聞いております。借受人は現在約 4 反歩の農地をやっているわけですが、主に栗を栽培しております。他にはリンゴ、ブドウも栽培しています。農機具等につきましては、SS、トラクター、軽トラック、乗用草刈機、高所作業車が各 1 台ということです。労力については、奥さまが主力でやっいまして、申請者はまだお勤めがあるので、休日には手伝う形になるとのことです。また、季節的に 1 名から 2 名お手伝いが入ることになっています。申請地までの距離は、家から 5 分程とのこと。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は雁田沖で、雁田山の北側に位置しています。

貸付人は雁田、借受人は中野市にお住まいの方です。

貸付人はご高齢であり、同居する家族がいますがお勤めされています。他の場所にも農地を所有しており、その全てを管理し続けることが困難な状況にあり、規模縮小のためのご相談を町農地バンクで預かっていました。借受人の方は同じく町農地バンクに借受希望者として登録されている方で、このたび、町農地バンク事業の仲介により、ご覧の条件で話がまとまったとのこと。

申請地は、これまでに遊休農地判定がされている水田ですが、借受人が冬の間に除草をし、春からの米の栽培に間に合うようにと考えているところです。

借受人の現在の状況について説明します。主に米を作っている方で、林業もやっています。小布施町内では父親が主体の営農として約 3,500 m<sup>2</sup>を一緒に耕作しています。また、お住まいの中野市内にも父親名義で借りている耕作地があります。今回からは、息子である申請者の名義により規模拡大を図っていきたいと考えているところです。申請者ご自身は、家の農業の他に、水稻生産組合で委託を受けての仕事もされています。労力は、本人、弟、父親の 3 名となっています。農機具の保有状況は、軽トラック 2 台、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、とのこと。

自宅からの距離は 10 km 未満、車で約 10 分から 15 分程度となっています。

この案件は遊休農地の解消に直結しますし、これまでの借受地では問題なく管理され

ていますので、申請地の耕作について特に問題はないものと考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2は許可とします。続いて、番号3について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は3ページになります。この土地については、7月の総会の時に賃借権の設定ということで審議、決定をした方々と同一でして、今回、貸付人から買い取ることができるようになった、ということで案件となっています。

譲受人は主にブドウをやっている方で、ここも作付するのはブドウです。今のところ、もともと栗の木があったのは全部抜いて何も植わっていない状態ですけれども、これから植え付けるということです。農機具は、SS、乗用草刈機、軽トラックがあります。労働力は本人と奥さまということです。

この畑は、譲受人の住宅に隣接した畑で、もともとその住宅も含めてこの譲渡人が持ち主だったのですが、すでに住宅だけ先に買われていて、このたび畑の方も買い取る、ということです。ですから、いわゆる屋敷畑ということです。耕作は2人で十分できるとのことです。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は許可とします。続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局：地図は4ページをご覧ください。申請地は、おぶせ温泉の駐車場のすぐ北の所にあります。

譲渡人は松の実の方、譲受人は長野市にお住まいの方です。譲渡人は高齢になってきており、後継者もないため、農業をやめようと考えています。譲受人は中野市にある法人の役員を務めていますが、最近では、貸し付けていた自己所有地を自ら耕作しだしたりもしていて、時間には余裕があるようです。

このたびは売買による所有権移転ということで話がまとまりました。

これにより、譲渡人が町内に所有する農地はゼロになります。

譲受人の現在の営農規模について説明します。小布施町に約 2,600 m<sup>2</sup>、中野市に約 1,300 m<sup>2</sup>あります。小布施町に所在する譲受人の耕作地はすべて水田で、自作地となっています。労力は、本人と妻の 2 名です。農業歴は 10 年とのことです。農機具の保有状況は、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、草刈機 1 台、軽トラック 2 台、とのことです。

申請地は現在ブルーベリーの畑で、所有権移転後もこのままブルーベリー栽培を続ける計画です。自宅からの距離は約 10 km、車で 18 分位かかるということです。

譲受人についてはこれまで特に問題も生じておりませんので、規模を拡大されても、とりあえず問題は無いものと考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 について、事務局より説明願います。

事務局：地図はそのまま 4 ページをご覧ください。申請地は、ただ今の番号 4 の申請地のすぐ西側の区画の道路沿いです。

貸付人は雁田の方です。番号 2 と同一の方ですので、情報とご事情の説明は省略いたします。

借受人は千両の方です。会社に勤める家族の手伝いを得ながら農業を営んでいます。

番号 2 に同じく貸付人からの相談を受けて、借受希望者として登録されている借受人との間で、町農地バンク事業の仲介により、賃借権の設定ということでご覧の条件で話がまとまりました。

借受人の現在の営農規模は 1 筆のみで、そこが 980 m<sup>2</sup>あり、栗を栽培しています。申請地には栗の幼木が 2、3 本植えられていますので、苗木を足すように植えて、全体で栗を栽培する計画です。労力は、本人の他に、子ども夫婦、孫の計 4 名とのことです。農機具の保有状況は、軽トラック 1 台、耕うん機 1 台、消毒用ポンプ 1 台、とのことです。本人の農作業歴は 20 年とのことです。

自宅からの距離は約 2 km、車で約 5 分とのことです。

借受人はこれまで特に問題なく自作地を管理されていて、規模拡大のことも町農地バンクに敢えて希望してのことですので、問題なくやっただけのものと考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 5 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 5 は許可とします。続いて、番号 6 について、10 番浅岡委員より説明願います。

10 番浅岡委員：申請地は信州中野インターに向かって高速道路と側道が北へ伸びている篠井川水門手前の側道沿いにあります。

貸付人は高齢のため、経営規模の縮小を希望ということで、同じ自治会の押羽の中で話がまとまったようです。

借受人の年齢は高齢ですが、実質的な労力に、息子さんご夫婦と、農業に意欲を持たれているお孫さんがいて、この方は今はお勤めに出ていますが、将来はさらに規模拡大をしてリンゴを中心としてやろうということで、賃借権の設定ということになったようです。申請地は借受人の自宅から車で 3、4 分の所にあります。農機具等の所有については、軽トラック 1 台、乗用トラクター、SS、草刈機、があります。すでに面積的に十分な規模をやっていますので、一式そろっています。

よろしく願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 6 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は許可とします。

議長：次に、議案第 27 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：

転用目的は住宅です。転用面積は 330 m<sup>2</sup>です。申請者は町内に住む親と同世帯に住民票登録をしています。地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、長野電鉄都住駅の北東方向、約 300m の所にあります。

それでは、本日配布致しました添付資料をご覧ください。事由としては、申請書の書面の 3 欄に記載されていますが、実際には町内のアパートに 5 人で暮らしており、そこが手狭になってきたため、自宅の新築を考えている、とのこと。申請地の選定には、当初は市街化区域内等、より利便性の高い地域の売地や分譲地を候補としたようなのですが、予算上の都合等からその予定を変更し、今回の申請に至っています。申請地は今年 4 月の総会において父親から所有権移転する第 3 条の許可が出たばかりでして、当面は隣接する父親の農地と一体的にブドウの栽培をこれまでどおり続けるつもりでした。

転用許可基準の立地基準については、鉄道の駅が申請地から概ね 300m 以内にあることから、第 3 種農地と判断されますので、原則許可の案件であり、認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの仮審査適合証明書により全額融資で賄うことを確認致しました。また、事業計画の概要は、本日配布の別添資料の裏面にある配置図のとおりです。

隣接地の状況についてですが、申請書 5 欄に記載されているとおり、隣接する農地は北側と東側でいずれも親とともに耕作しているブドウ畑になっています。コンクリート擁壁による土留めを行い、土砂の流出対策をしますが、工事前後において万が一農業上の悪影響が発生したとしても、第 3 者に及ぼす影響は低いと考えます。また、西側と南側は道路になっていますので、配置図によると、どちらからも導入路が確保できるデザインになっています。

生活排水は西側道路に埋設の公共下水道へ接続し、雨水は敷地内浸透枡を設けて処理をします。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 28 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：貸付人は雁田の方です。借受人については新規就農ということで、来年の 4 月より新規就農者になる予定ですが、ここで、先に農地を確保したいということです。

借受人は上町の一軒家の借家に住んでいます。

地図は 2 ページと 7 ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。場所は合計で 3 カ所ほどあります。そのうち、賃借料が 10a 当り 1 万円と 3 万円とに分けてあるのは、6 筆目と 7 筆目については新規で棚立てをしてブドウを新しく植えてあってこれから育てていく、ということでこちらが 1 万円になります。その他の 2 カ所の畑は成木、成園になっていますので、3 万円になるのだと伺っています。

それから、農機具の関係ですが、軽トラック、SS、乗用草刈機を 1 台ずつ所有する予定です。労力については、申請者ご夫婦の 2 名が主力になるわけですが、繁忙期には奥様の弟さんや北海道にいる両親も手伝いに来るということで、十分であると伺っております。農地への移動には、自宅から 7、8 分位で行けるということです。

新規就農予定で、里親さんもついていらっしゃるの、特に問題は無いかと思っております。よろしく願いいたします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 から番号 7 について、関連していますので一括して 2 番三田委員より説明願います。

2 番三田委員：番号 2 から 7 まで、借受人が同一の方ですので、一括されております。この案件は、まず、番号 7 の貸付人の方から、借受人に田んぼを作ってくれないかという依頼をされたそうです。借受人は現地を確認して、では耕そう、ということで約束が進んでいったらしいのですが、その周りにはかなり荒廃した土地があったということです。この借受人は、小布施町内でかなり手広く畑や田んぼを借りてやっていた方ですので、その周りの荒廃地も借りようということで、町の農地バンク事業の担当に相談をしました。そうしたところ、番号 3、4、5、6 の所有者は農地バンクに登録しており、掛け合ってくれて話がスムーズに進んだそうです。

また、番号 2 の貸付人については町農地バンクには登録していなかったのですが、話をされた時に、ではうちも一緒に話に乗らせてくれということで、未登録ではありましたが合わせて話を進めて、今回このような形になりました。

借受人については、現在、田んぼだけでも約 7 町歩耕作されているということで、農機具はかなりの物をお持ちで、耕作には十分というふうに考えております。コンバイン 2 台、トラクター 3 台、また乾燥機も所有しているという状況です。また、労働力は、現在の 7 町歩に今回の農地が加わって大丈夫かお聞きしましたが、年間を通じてのパートさんは居ないそうですが、繁忙期には 6 人位のパートさんが常時来ていただけるとのことでした。本人と妻、息子の 3 名が主体となって耕作をされているようです。

地図は 8 ページになります。今回は高速道路の脇を一带に連なって借りるということで、かなりの大型機械の出入りができるような形にしての耕作を考えているようです。距離は、代表者の自宅から 5 分ないし 10 分あれば行けるので、問題ないと考えます。

以上です。審議をよろしく願いいたします。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 2 から番号 7 については決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 から番号 7 は決定とします。続いて、番号 8 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は、福原から大島に向かう街道沿い

で、県道と踏切の間にあります。

貸付人、借受人ともに大島の方です。

平成 28 年 5 月 1 日より 5 年半の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き花を栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号の矢島交差点から草間大橋へ向かう道路と、県道村山・小布施停車場線が交わる所の近くです。

貸付人、借受人ともに矢島の方です。

平成 24 年 1 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。続いて、番号 10 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋を渡ってクリーンピア千曲に至る手前の、南側の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに大島の方です。

平成 29 年 3 月 1 日より 4 年 10 カ月間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 10 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。続いて、番号 11 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の六川沖交差点から見て北東の方向にあります。

貸付人は林の方、借受人は中野市の方です。

平成 28 年 1 月 1 日より 6 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き米を栽培する計画となっています。

議長：ご質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ご質問が無ければ、番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。

議長：次に、報告第 19 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 14 ページをご覧ください。該当地は、おぶせミュージアムの裏手で、小布施中学校の正門前の丁字路を北に入っていく先にあります。ここは市街化区域内です。北側は農地と接していますが、譲渡人の所有地です。西側、東側、南側は宅地になっています。

譲渡人は六川の方、譲受人は中町の方です。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。

譲受人は該当地の南に隣接する宅地に住んでおり、ここに庭を作りたいということで届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、報告案件のためご了承願います。

続いて、番号 2 および番号 3 について、関連していますので一括して事務局より説明

願います。

事務局：地図はそのまま、14 ページをご覧ください。該当地は、番号 1 の該当地の位置から見てすぐ北の区画の所です。西側と北側は宅地に接し、東側と南側は公道に接しています。

譲渡人はいずれも六川の方、譲受人は町内の不動産業者です。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。

このたび、全体で 10 区画の宅地造成を行うとして、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに林の方です。地図は 15 ページをご覧ください。該当地は、小布施橋を西へ渡ってすぐの堤防道路を北へ進み、東屋を目印に河川敷内へ下りてすぐの所にあります。

平成 24 年 3 月 1 日より賃貸借契約を結び、今年 3 月に契約更新も行ったところでしたが、このたび行われる堤防強化工事の用地収用対象地となり、今後耕作することができなくなったため、借受人からの申入れにより合意解約をしたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 から番号 5 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：貸付人について、お住まいは番号順に松村、雁田、中条、松村になります。また、借受人はすべて同じ方で、須坂市にお住まいです。地図は 2 ページと 16 ページをご覧ください。該当地について、番号 3 は岩松院の手前にあるふるさと創造館前の十字路を北へ進んだ所にあります。また、他の 3 つの該当地は、JA ライスセンターから見て南東の区画内に位置しています。

この方は須坂市の新規就農者で、主に須坂市内で農地を順次拡大していたなかで、小布施町内では令和元年度末の頃からご覧の計 4 筆を順次賃貸借契約を結んで耕作をしてきました。しかし、病気にかかってしまい、当面は農業に復帰できる見込みが立たず耕作することができなくなったため、その借受人からの申入れにより町内にある借受地を、ご覧のとおりすべて合意解約したものです。

借受人については、これらの他に六川沖に所有地が 1 筆残ってしまっていて、これは売却の方向で現在話が進んでいるようです。また、番号 2 の該当地については、町農地バン

クで貸付登録をしていただいております。こちらも現在進行形で話があるそうです。残り3筆の該当地は、今のところ貸付人の自作地に戻っています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

議長：1か所を除いて貸付人の自作地にすんなり戻って、実際のところ、大丈夫そうな状況なのではないでしょうか。

事務局：こちらで控えている情報としては、貸付人はそれぞれ、それなりにご年配でもあり、やはり、自分自身でずっとやっていくのは難しいだろうと思っています。町農地バンク事業は、もし貸借の話が進むとしたら絡んでいくことになるだろうというところで、担当者が対応した時の話によれば、誰でもいいから借りてくれる人が見つかったらいいな、とは言っているようですが、書面による申込は今のところ受け付けていないとのことですので。なので、進んでいる話として番号2以外で控えている件は無い、ということになります。地域で誰かが心配してくれているとか、自力で探すのか、そういった情報はありません。ですが、このまま放っておくと困ることになるのだらうと思います。

議長：他に質問よろしいでしょうか。

—質問—

議長：ご質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号6について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は県外の方、借受人は六川の方です。地図は3ページをご覧ください。該当地は、六川公会堂の北側の区画にあり、墓地の北西付近に位置しています。

令和3年8月1日より賃貸借契約を結んだばかりでしたが、このたび所有権を移転して借受人の自作地とすることで話がまとまったため、現在の賃貸借契約を合意解約したものです。

詳細については、先ほどの議案第26号番号3において、3番岩崎委員より説明があったとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後3時20分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年12月24日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員